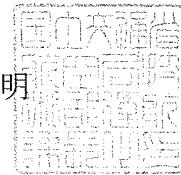




国空航第184号  
平成21年6月9日

社団法人 全日本航空事業連合会  
会長 山元 峰生 殿

国土交通省航空局技術部  
運航課長 富田 博明



### 運航乗務員における航空従事者技能証明書等の携帯の徹底について

平成21年5月28日、(株)日本航空インターナショナルの運航乗務員が有効な航空身体検査証明書を携帯せずに運航に従事した事案、並びに同年6月3日、スカイマーク(株)の運航乗務員が航空従事者技能証明書及び航空身体検査証明書を携帯せずに運航に従事した事案が発生しており、これらについては、航空法第67条に抵触するものである。

航空会社においては、日頃より各運航乗務員において携帯が必要な航空従事者技能証明等の確認が行われているものと承知しているが、同様事案が連續して発生したことに鑑み、貴会傘下の航空会社に対し、あらためて運航乗務員の必要書類の携帯について徹底を求めるとともに、乗務前の再確認の実施等、同様事案の再発防止に万全を期すよう周知徹底されたい。